

出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀代子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

---

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長 地 域 産 業 振 興 課 長 併	小 池 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	佐藤松雄	君
会計課長	薊千代	君
槻木事務所長	平間信一	君
財政再建対策監	加藤嘉昭	君
介護保険専門監	加藤敏郎	君
子育て支援専門監	松崎秀男	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小林功	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

---

議 事 日 程 (第6号)

平成19年3月9日(金曜日) 午後2時 開 議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第13号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第3 議案第14号 平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第4 議案第15号 平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第5 議案第16号 平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第17号 平成18年度柴田町水道事業会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） 皆さん、こんにちは。

開会前に、昨日、選任同意いたしました固定資産評価審査委員の菊地さんから、あいさつの申し出がありましたので、これを許したいと思います。菊地さん、どうぞ。

○固定資産評価審査委員（菊地定男君） 昨日、柴田町固定資産評価審査委員に選任いただきました菊地定男でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員として職責を守り、公務として専念いたしますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤一男君） ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第13号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第13号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、昨年10月に改正のあった保険財政安定化事業交付金の変更決定等による予算措置でございます。

歳入につきましては、被保険者の異動に伴う国保税の変更及び県支出金等の変更決定により、1,526万 3,000円の増額補正となり、補正後の予算額は33億 5,443万 5,000円となりました。

歳出につきましては、平成20年度からの後期高齢者医療制度に関連した一般管理費の増額、共同事業拠出金等確定による増額補正を計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書99ページをお願いいたします。

議案第13号の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,526万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億 5,443万 5,000円とするものであります。

104ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税 3,240万円の減額補正でございます。医療給付費分の現年、介護納付金分の現年、それから医療給付費分の滞納分ということで、それぞれ決定見込みによる減額補正でございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税でございますが、2,341万円の増で、同じく決定見込みによる増額、減額、それぞれ補正でございます。

款2使用料及び手数料、督促手数料31万 9,000円の増額補正でございます。これは、国保税の督促手数料の収入実績によるものでございます。

次のページになります。

款3国庫支出金、療養給付費等負担金 109万 7,000円の減額補正です。内訳といたしましては、療養給付費等負担金、老人保健医療費分、それから介護納付金負担金ということで、それぞれ増・減額補正となります。

目2高額医療費共同事業負担金で 192万 1,000円の減額です。これは、共同事業拠出金額の確定に伴う負担金の変更決定によるものでございます。

それから、国庫補助金ですが、財政調整交付金 332万 8,000円の増額補正です。内訳といたしましては、財政調整交付金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金、介護納付金財政調整交

付金、それぞれ増減となっております。

目2 後期高齢者医療制度創設準備事業補助金 250万円の増額補正です。これにつきましては、後期高齢者医療制度関連のシステム開発経費に対する国庫補助金分でございます。250万円、定額補助となっております。これにつきましては、支出の方でまたご説明を申し上げます。

款4 療養給付費交付金に 678万 1,000円の減額補正です。これは、支払基金からの交付金で退職者医療費分の変更決定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 県支出金です。高額医療費共同事業負担金に 192万 1,000円の減額補正です。これは、共同事業拠出金額の確定に伴う負担金の変更決定によるものでございます。

項2 県補助金、乳幼児医療費補助金に74万 7,000円の増額です。それから、財政調整交付金 2,969万 3,000円の減額補正です。1号交付金で 1,727万 7,000円の減額、2号交付金で 1,241万 6,000円の減額となっております。

款6 共同事業交付金ですが、目1 共同事業交付金に 1,672万 4,000円の増額補正です。これは、高額医療費共同事業交付金ということで、高額医療費のリスクの軽減を図るということで、県全体でやっているわけなんですけれども、この80万円以上の分の交付金でございます。目2 保険財政共同安定化事業交付金に 2,786万 7,000円の増額、これは30万円以上の分の交付金で、これら変更決定によるものでございます。

款7 財産収入、利子及び配当金 3,000円の増で、これは基金利子でございます。

次のページになります。

款8 繰入金、一般会計繰入金に 1,211万 9,000円の増額補正です。内訳としまして、財政安定化支援事業繰入金に50万 9,000円の増額、職員給与・事務費分に 1,161万円の増で、これは繰入額の確定によるものでございます。

款10 諸収入、一般被保険者延滞金に51万 9,000円の増額補正でございます。これは、延滞金の収入実績によるものでございます。

款10 諸収入、預金利子に 8,000円の増額でございます。

項3 雑入になりますが、目1 一般被保険者第三者納付金に 146万 8,000円の増額。それから、退職被保険者等第三者納付金に10万 4,000円の増額。一般被保険者返納金に 2万 2,000円の減額。

次のページをお願いいたします。

目4 退職被保険者等返納金に 9,000円の減額。雑入に 9,000円の減額。これらは、収入実績によるものでございます。

次のページになります。

歳出でございますが、款1 総務費、一般管理費に 1,458万 4,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、旅費に 7万 5,000円の減額、需用費に10万円の減額、役務費に25万円の減額、委託料に 1,500万 9,000円の増額でございますが、内訳といたしましては、電算委託料、それから保険料徴収システム開発委託料に 1,260万円の増額、医療保険制度改革に伴う市町村国保保険者システム改修委託料に 210万円の予算措置ということでございます。後期高齢者医療関連のシステム開発でございます。それで、このシステム改修でございますが、昨日一般会計の補正予算、老人の方の補正予算に計上させていただきましたが、これは資格管理、保険料賦課のための広域連合への住基、それから税情報等を提供するシステムの開発と、それから現在、今使っているシステムの改修ということになっております。それで、今回のこの国保特別会計分として、ただいまご説明しましたような二つのシステム改修を行うものでございます。それで、いわゆる一般会計と国保会計での、今回二本立ての補正予算をお願いしてございます。歳出ですが、両会計合わせまして約 2,500万円ほどの改修費ということになってございます。

それで、システムの改修のスケジュールを若干説明させていただきますが、保険税、それから介護部門のシステムとか、それから広域連合とのシステムとの連携関係とか、そういったもろもろのシステム改修が入りますので、約半年間かかります。それで、広域連合のシステムも同じように開発、改修しますので、それらの連動する稼働時期ですか、これは秋ごろ、9月ぐらいになるのではないかとこのように考えてございます。それまでに一応システムの改修を完了させる予定でございます。それで、このシステム改修については、国の18年度補正予算の事業補助が措置されたということで、すぐに予算計上させていただきました。現実的に18年度以内の事業完了というのは不可能でございますので、19年度に繰り越しをお願いしたいというふうに考えております。

続けます。目3 医療費適正化特別対策事業費の賃金に 4万 9,000円の減額です。

それから、項2 徴税費の納税奨励費37万 6,000円の減額補正でございます。

それから、項3 の運営協議会費ですが、47万 4,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、報酬に27万 9,000円の減、旅費に11万 1,000円の減、次のページになります。役務費に 8万 4,000円の減額補正となっております。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費につきましては、一般、退職ともに財源の組み替えでございます。

項 5 葬祭諸費に 312万円の減額でございます。これは、葬祭費の決定見込みによるものでございます。

款 3 老人保健拠出金につきましては、財源の組み替えでございます。

次のページをお願いします。

款 4 の介護納付金につきましても、同じように財源の組み替えでございます。

款 5 共同事業拠出金、目 1 の高額医療費共同事業分に 356万 2,000円の減額。それから、目 2 保険財政共同安定化事業分に 868万 4,000円の増額補正で、これは国保連合会への拠出金額の確定によるものでございます。

款 6 保健事業に42万 9,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、報償費に17万 6,000円の減額、国保税完納無給付者表彰、それから高齢者ふれあい健康増進事業でございます。負担金補助及び交付金に 5万 9,000円の増で、胃がん検診料負担金から、次のページになりますが、前立腺がん検診料負担金まで、おのおの実績による増減でございます。それから、繰出金に31万 2,000円の減額でございます。

款 7 基金積立金、財政調整基金積立金に 5,000円の増額補正です。これは、国民健康保険健康づくり基金利子の積立金分でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 106ページの県支出金の2 財政調整交付金 1,727万 7,000円、1,241万 6,000円の減額になっている理由をお願いします。

それから、次のページ、107ページの繰入金で一般会計から繰り入れているんですが、4の職員給与・事務費分 1,161万円繰り入れているわけですが、歳出の方でそれは出てこないんですか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、お答え申し上げます。

106ページの財政調整交付金の1号交付金、それから2号交付金の関係でございますが、二つとも1,000万円以上減額ということになっておりますが、これは変更決定によるものでございます。これにつきましては、1号交付金につきましては、補助の関係、負担の関係が変わり

まして、国庫負担金の療養給付費分、これが補助率が40%から34%に変わっております。ということは、国庫の方で6%、これが下がっております。それで2号交付金の方は、国の財政調整交付金の関係ですが、10%から9%、これは1%下がっております。それで、この分が新たに県が負担するという仕組みに変わっております。それで、それらのそういった仕組みが変わりましたので、補助の関係が変わりましたので、最終的に精算をさせていただいたということでございます。

それから、職員給与・事務費分につきましては、きのうの一般会計の補正の老人の方で繰出金、その方で町の方に繰り出すということでございます。町の方ではないです。すみません。失礼しました。国保会計の方に町の方の一般会計からここに繰り出すという形になりますので、ここで国保会計の方は受けるということでございます。

○議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） すみません、仕組みがちょっとわからないんですが、今の一般会計からの繰り入れの方。そうすると、こちらで一応入ってきているんですから、歳出の方ではこちらには出ない形なんですか。それがちょっとわからない。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 失礼しました。歳入で、ここで受けますので、これを職員の人件費ということで歳出の方での支出になってございます。それで、歳出の方は今回補正入っていませんので、掲示はされていないということでございます。よろしくお願いします。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第14号平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度の老人医療費の推移と医療受給者の動向を踏まえ、医療費見込み額に伴う交付金等の変更による精算でございます。

歳入につきましては、支払基金交付金、国・県支出金の確定見込みによる増減額、それに伴う一般会計繰入金の変更により450万2,000円を増額し、補正後の予算総額は29億7,880万3,000円となりました。

歳出につきましては、医療諸費等に同額の補正を計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書113ページをお願いいたします。

議案第14号平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出それぞれ450万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,880万3,000円とするものでございます。

議案書の116ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1支払基金交付金の医療費交付金に4,670万5,000円の増額補正です。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されます医療費交付金額の変更決定によるものでございます。

款2国庫支出金でございます。医療費負担金に8,832万8,000円の減額補正でございます。これにつきましても、医療費負担金の変更決定によるものでございます。ただ、今回8,800万円ということで大分大きく減額してございますが、本来国のルール分、負担分につきましては9億1,656万5,000円のルール分、18年ですね、があります。これが、実際18年度で交付されるのが8億2,649万9,000円ということで、今回8,832万8,000円減額となっております。それで、これにつきましては、18年度の交付率、これが今回90%だけ交付されるという形になります。その分減額させていただきます。それで、この10%の国の交付分、ルール分につま

しては、翌年度、19年度で追加交付されるということになってございます。

同じく国庫支出金の臨時財政調整補助金に4万3,000円の増で、これは老人医療費適正化対策事業補助金の変更決定によるものでございます。

次に、県支出金の県負担金に1,566万9,000円の減額補正です。これも、同じく医療費負担金の変更決定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款4繰入金の一般会計繰入金に6,171万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国県支出金の平成18年度分負担額決定に伴う一般会計繰入金の負担増によるものでございます。

款6諸収入、預金利子に3万3,000円の増額で、これにつきましては平成17年度の剰余金、繰越金の預金利子分でございます。

次のページになります。

歳出でございますが、款1総務費の一般管理費に52万6,000円の減額補正です。内訳といたしましては、賃金、それから役務費、委託料、それぞれ決定見込みによるものでございます。

款2医療諸費の医療給付費に546万9,000円の増額、それから審査支払手数料に44万1,000円の減額補正で、いずれも確定見込みによるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号平成18年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第15号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入につきましては、公共下水道使用料 755万 6,000円の減額、一般会計繰入金 1,576万 8,000円の減額及び公共下水道事業債 3,840万円の減額並びに流域下水道維持管理負担金返還金 2,247万 3,000円及び流域下水道事業債60万円の増額に伴う補正でございます

歳出につきましては、汚水管理費及び公共下水道建設費の委託料並びに工事請負費の確定見込みに伴う 5,052万 9,000円の減額と流域下水道維持管理負担金確定に伴う 1,223万 3,000円の増額に伴う補正でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ 3,884万 4,000円を減額し、補正後の総額を16億 4,627万 8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤松雄君） それでは、補足説明をさせていただきます。

119ページをお開き願います。

議案第15号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出それぞれ 3,884万 4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億 4,627万 8,000円とするものであります。

次に、内容について説明をさせていただきます。

123ページをお開き願います。

歳入であります。款2 使用料及び手数料、目1 使用料、補正額 755万 6,000円の減額であります。これにつきましては、下水道使用料決定見込額によるおのこの減額補正であります。

款4 繰入金、目1 他会計繰入金、補正額 1,576万 8,000円の減額であります。これにつきましては、一般会計にお返しするという内容でございます。

款6 諸収入、目1 預金利子、補正額 8万 2,000円、預金利子でございます。

款 6 諸収入、目 1 雑入、補正額 2,219万 8,000円の増額であります。これにつきましては、鷺沼排水区の全体計画委託費の確定に伴うもの、流域下水道維持管理負担金の返還金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 7 町債、目 1 公共下水道事業債、補正額 3,840万円の減額。これにつきましては、決定見込額による減額でございます。目 2 流域下水道事業債60万円の増額。これについても、決定見込額による補正でございます。

次に、125ページをお開き願います。

歳出であります。款 1 総務費、目 1 一般管理費、3万 7,000円の補正、目 2 污水管理費 190万 4,000円の補正、おのおの節 3 職員手当等々から負担金補助まで、決定見込額による補正でございます。

款 2 下水道事業費、目 1 公共下水道建設費、補正額 4,136万 6,000円の減額であります。委託料、工事費ともに決定見込みによる減額補正であります。

126ページをごらんいただきます。

款 3 流域下水道費、目 1 流域下水道費、補正額58万 1,000円の増額。負担金決定見込額による補正でございます。

款 4 公債費、目 1 元金、目 2 利子とも補正額はございません。財源の内訳変更に伴うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 123ページの使用料、約20%くらい減額になっておりますけれども、これはどうしてこんなに、見込み違いということなのかどうか、それをお伺いします。

それから、125ページの公共下水道建設費の大住汚水幹線の測量設計委託料ほかになっていきますけれども、これは、ほかは鷺沼排水路だと思います。じゃなくて、これは 436万 6,000円、この内容をちょっと教えてください。

それから、鷺沼排水公共下水道事業雨水計画の、これはこれで完了ということなのかどうか、これも教えてください。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤松雄君） それでは、補足説明させていただきます。

まず、123ページの使用料関係でございますが、当初決定見込額に対しまして、現計予算では23.3トンということで使用水量を見ておりました。ところが、やはり使用料が非常に下がりました。22.9立方メートル、この0.4立方メートルが11万4,000円ということになりますと、このように634万円という減額になるわけでございます。

続きまして、125ページ、大住幹線測量調査委託ほかでございますが、これにつきましては大住、新栄、七作等々、全部で4,022メートルの委託を実施してございます。これに伴いまして、落札率91.7%ということになってございます。そのための差額381万6,000円を減額するものであります。その下の鷺沼でございますが、これから事業認可に向けて2年かかります。平成19年、20年、そこから、21年から初めて補助事業に突入するという状況でございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。質疑を認めます。

○10番（我妻弘国君） 0.4立米の差でこんなに違うというの……、でも人間というの毎日の使う量って、そんなに変わるもんですかね。これは、例えば水道は洗濯機が非常に節水型になった、でも、下水道の方がそうなっているのかどうか、ちょっと私も初めて聞くわけですが、そういうこともあるんですね。

それでは、次の大住汚水の91.7%、これは落札ということなんですけれども、これは全体で91.7%ということですか。この四千何メートルの入札をやって、これは1点だけの、1契約の落札率ですか。これをお伺いします。

それから、鷺沼のは21年から工事予定ということですね……はい。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤松雄君） それでは、125ページの設定関係でございますが、これにつきましては、当初4,650万円と予算計上してございました。その全体の落札率、これは複数でございます。ですから、それが確定が4,268万4,000円となりました。その差額381万6,000円を減額するもの。それで、この1本1本の落札率並びに1本1本の延長等につきましては、9月の決算で明細を、工事も委託も出させていただきました。今、事務処理中だということでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第16号 平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第16号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護サービス給付費など保険給付費の増減に伴う補正でございます。

歳入につきましては、国・県負担金、支払基金交付金の交付決定見込みによる増減が主なものでございます。歳出につきましては、介護保険事務費及び給付費の増減による補正をするものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2,199万円の減額補正となり、予算総額は16億4,781万1,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

131ページをお開き願います。

議案第16号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,199万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,781万1,000円とするものでございます。

135ページをお開き願います。

歳入について説明いたします。

歳入の補正につきましては、主なものとして交付決定による国庫支出金、支払基金交付金等による補正でございます。

款3 使用料及び手数料、目1 督促手数料、補正額3万6,000円の増は、収入見込みによるものです。目2 介護予防サービス計画手数料、補正額123万5,000円の減は、ケアプラン作成の給付見込みによる補正です。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、補正額323万9,000円の増は、交付決定によるものです。項2 国庫補助金、目1 調整交付金、補正額345万1,000円の減は、給付見込みによるものです。目4 介護保険事業費補助金、補正額201万5,000円の増は、制度改正に伴うシステム改修事業補助金でございます。この補助事業につきましては、先ほど国保特別会計で説明ありましたが、内容的には同じ補助事業になります。

136ページをお開き願います。

款5 支払基金交付金、補正額2,311万8,000円の減は、交付決定によるものです。

款6 県支出金、補正額33万9,000円の増は、交付決定によるものです。

款7 財産収入、補正額8万6,000円の増、介護給付費準備基金利子でございます。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金、補正額144万3,000円の増は、給付見込みによるものです。目2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）、補正額92万7,000円の減、目3 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）、補正額37万8,000円の減、目4 その他一般会計繰入金、補正額26万5,000円の減、それぞれ決定見込みによるものです。

款10 諸収入、項2 預金利子、目1 預金利子、補正額1万7,000円の増。項3 雑入、目1 第三者納付金、補正額134万4,000円の増は、交通事故に伴う介護サービス費に対する保険会社からの損害賠償金でございます。目3 雑入、補正額113万5,000円の減、訪問給食利用料及び情報提供利用等です。

138ページをお開き願います。

次に、歳出について説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、補正額196万円の増は、節12 役務費と節13 委託料です。この委託料につきましても、190万円につきましては、先ほど国保特別会計でも説明がありましたが、同じ業務といたしますか、同時進行ということになりますので、承認いただければ繰越明許費で使用するようお願いをよろしくお願いしたいと思います。項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、財源の組み替えです。項3 介護認定費、目1 介護認定費、補正額26万6,000円の増は、節11の需用費、節12の役務費、節19の負担金補助及び交付金になります。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費から目 6 居宅介護サービス計画給付費までは、補正額 1,560万円の減、給付見込みによるものです。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費は財源の組み替えになります。目 3 介護予防福祉用具購入費から 140ページ、目 5 介護予防サービス計画給付費までは、補正額 426万円の減ですが、給付見込みによるものです。

140ページをお願いいたします。

項 3 その他の諸費、目 1 審査支払手数料、補正額33万円の減、国保連合会審査支払手数料になります。項 4 高額介護サービス等費は、財源の組み替えになります。項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費は財源の組み替えです。

141ページをお願いします。

目 2 特定入所者介護予防サービス費は15万円の減、これは給付見込みによるものです。

款 4 地域支援事業、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防高齢者施策事業費、補正額は 208万 5,000円の減ですが、訪問給食事業に係る委託料になります。

項 2 包括的支援事業費、目 1 包括的支援事業費、補正額15万円の減ですが、節11需用費、節12役務費、同じく節14使用料及び賃借料になります。目 2 任意事業費、補正額22万 8,000円の減ですが、家族介護用品支給事業に係る扶助費であります。目 3 介護予防ケアマネジメント事業費、補正額 150万円の減ですが、介護予防ケアプラン作成委託料の給付見込みによるものです。

142ページをお願いいたします。

款 5 基金積立金、目 1 基金積立金、補正額は 8万 7,000円の増になります。介護給付費準備基金利子への積立金になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 137ページの第三者納付金、これの損害賠償金が入ってきている。この内訳をちょっと教えてください。

それから、140ページの項 3 の目 1 審査支払手数料33万円減額になって 181万 5,000円、これで何件の審査人数になっているのか、それだけ教えてください。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 第三者納付金につきましては、交通事故に伴いまして、一たん

介護サービスの給付費というようなことで介護特会から給付が出ていますが、後で示談等が成立したことによって、損害賠償金として保険会社から負担されます。それで、この額ずばりでございます。1件のみです、現在まで。134万4,000円ということになります。

あと、予防ケアプランにつきまして今回減額ということですが、当初4月から、ある一定人数といいますか、223人ぐらいの方を見込んで当初予算を積算してございましたが、このスタートする時点では、4月で25人とか、5月49人というようなことで、当初から予定した人数ではなくて、少ない、4月が25人、5月が49人、徐々にふえてきたというようなことで、3月末には大体250名程度を見込んでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 先ほどの損害賠償金の、ちょっとこれの内容を教えてください。これは、1件損害賠償金が入ってきた、それだけでは私はちょっとわからないね。というのは、前に私、実際に介護所に通う途中、行く途中事故を起こして、その示談がされていないと。もう何年もたつんですよ、あれは5年ぐらいたっているんですよ。これがちょっと、どういう中身になっているのか。それから、前にその事故があって、その後全然進展していなかったんですけども、それはどうなっているか、それも聞きたいので、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 補正額、総額134万4,000円というようなことなんです、中身につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、今資料を準備させます。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

---

午後2時52分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開します。

ただいまから休憩いたします。

3時10分から再開します。

午後2時53分 休憩

---

午後3時08分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

我妻弘国君の質問に対する答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 大変失礼いたしました。

今回補正に計上させていただきました案件につきましては、槻木にお住まいの方が交通事故に遭われまして、その後介護保険から給付費を給付しておりました。その総額が 158万 2,828円でした。この事故の関係なんですけど、過失割合というようなことで加害者が85%、被害者が15%というようなことで判定されました。支払い総額 158万 2,828円の過失割合85%というようなことで、134万 5,000円というような金額で今回補正をお願いしたところでございます。

あと、例のまごごろホーム利用者の方への事故の対応というようなことにつきましては、保険会社任せにせず、町としても今後とも誠心誠意を持って解決に向けて努力をしてみたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。許します。

○10番（我妻弘国君） 私の勘違いで、以前、5年ほど前の事故だと思って今再質問でお伺いしたわけですが、今、課長が、以前の事故については誠心誠意やると、こういうふうに言っていますけれども、これは、私考えますけれども、課長さんでは恐らく解決できないんじゃないかと、こういうふうにと考えると、やはり助役と町長で二人首並べて行って、きちんと解決してください、5年もたつんですよ。相手も、「町はさっぱり来ない」、行っているんだけど、なかなかかたくなに受け入れない。そういう姿勢があるので、私の考えで二人で行って、ひとつ何とかこちら辺でおさめてくれということ、ひとつ行って解決してくれたらどうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今、この案件につきましては、私が就任した早々いろいろ事件があったものですから、これにつきましては、やはり損害の関係でございますので、うちの方でも保険会社というのをお願いして前課長、大宮課長が誠心誠意を持って途中まで、示談までこぎつけるところまで話は進んでいたんですが、最後の段階で相手方が乗ってくれないということで、弁護士等にも相談してもしましたが、やはりここまで町の方で誠意を示しているにもかかわらず、乗ってこないというのであれば、やはり少し待った方がいいのではないかなというように指導もあって延びていた経緯がございます。もし助役の方で対応できるというのであれば、段階を踏んでまた再交渉したいと。もちろん弁護士と相談の上やらさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 137ページの一番上です。地域支援事業繰入金、決定見込額が6万

5,000円で予算の方は99万 2,000円だったんです。この差額はということなんでしょうか。実際にやれなかったから入ってこなかったと見るんでしょうか。

それから、141ページの4地域支援事業、真ん中ごろです。介護予防高齢者施策事業費の中の訪問給食事業運営委託料が146万 2,000円のマイナスになっています。その下の訪問給食事業配食業務委託料も62万 3,000円のマイナスになっています。これは、利用者が減っていると見ると思うんですが、なぜ減っているのか。

それから、そのページの一番下、介護予防ケアマネジメント事業費で150万円委託料がマイナスとなっているんですが、これもどのように見るのか、実際に必要な人にはきちんと終えたのか、それとも手が回らなくて、予算を取っていたけれどもできなかったのか。どうなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答えいたします。

地域支援事業繰入金の考え方なんですが、介護保険につきましては、財源構成が国県と基金、あと一般の保険者からの保険料というようなことで財源が構成、そのような制度設計されてございまして、この時期におきましては、一たん国県の入る金、財源をまず押さえます。あと次年度に精算はありますけれども、押さえて、財源構成上、歳出が決まっています、国県から入る金も決まっていますとなりますと、歳入歳出それぞれ予算組みの関係で、そこに遊び的なのか、余裕をですね、そこで調整する部分が一般会計から来る分で調整するというようなことで、今回3月の補正予算の歳入歳出それぞれ同額の予算の組み立てということになります。そういう予算組みのテクニックというようなことでご理解いただければと思います。

企業会計上の、歳入歳出が差があってもどうってことはないという、そういう会計ならよろしいのですが、一般会計の財源組み立てから言いますと、歳入歳出それぞれ同額でもってそのときそのときの予算組みをしなくてはいけないというようなことで、そのために一般会計からの分でもって歳出に充てる財源、歳出が決まっていますので、その財源組み立ては一般会計でもって調整するというようなことでご理解いただければと思います。

あと、給食費関係でございますが、当初もっと多くの方を見込んでおりましたが、今回特定高齢者施策事業というようなことの創設されたという等々ありまして、今までの従来の利用者、対象者から、介護で認定された方を外しました。そんな関係での利用者の減といったことでご理解いただければと思います。

あと、141ページの介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、これは介護予防関係

ですので、介護ケアプラン作成等々は、民間から包括支援センターで介護プランを作成するようになりまして、これはですから、内部でケアプランを作成すれば外部への委託料は少なく済むというようなことから、減額できるというような内容のものです。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） 訪問給食の方なんですが、そうしますと介護認定された人を外して、認定を受けていない人の中でこの給食を受けたいという人には、そうすると、例えば回数をふやすとか、今まで受けていなかったけれども今後受けられるようになったとかという形をとれば、数は減らないでいくんじゃないかなという気はするんですが、それほど要望はないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答えいたします。

この事業につきましては、利用者から委託を受けている業者の方々に、現金支払いでもって対応、公金なものですから、現金の支払いができずに口座振り込みしてくれというような、そういう入金制度に現在なっていて、そんなことも利用者の減になっているのかなというふうには感じております。ですから、一々口座振り込みへの、ひとり暮らしの方ですとなかなか入金のために金融機関へ足を運ぶのが煩わしいとかというようなことで、そんなことも原因かなとは理解しております。以上です。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号平成18年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第17号 平成18年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第17号平成18年度柴田町水道事業会計補正予算を議題と

いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号平成18年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、給水収益の減額及び営業費用の支出額確定に伴う減額、建設改良費等の決算見込額の減額に伴う補正でございます。

収益的収入は、給水収益、受託工事収益等で 1,796万円を減額するもので、補正後の予算総額は12億 3,202万 5,000円となります。

収益的支出は、営業費用で 706万 2,000円、営業外費用で 160万円をそれぞれ減額するもので、補正後の予算総額は13億 4,319万 6,000円となります。

また、資本的収入は、企業債を30万円減額し、補正後の予算総額は 9,600万 1,000円となります。

資本的支出は 2,486万 2,000円を減額し、補正後の予算総額は 2億 9,689万 3,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（佐藤松雄君） それでは、補足説明をさせていただきます。

143ページをお開き願います。

議案第17号平成18年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条、主要な建設改良事業、補正予定額 2,525万 8,000円の減額であります。

第3条、収入、水道事業収益1,796万円の減額であります。支出、水道事業費用 866万2,000円の減額であります。

第4条、収入、資本的収入30万円の減額。

次のページをお願いいたします。

支出、 2,486万 2,000円の減額であります。

第5条、予算第6条、これについては企業債であります。限度額中 7,110万円を 7,080万円に改めるものであります。

次に、内容説明をさせていただきます。

150ページをお開き願います。収益的収入支出補正であります。

収入。款1水道事業収益、項1営業収益、補正額1,796万円。給水収益、受託工事収益、その他の営業収益、額決定見込額による補正であります。

支出。款1水道事業費用、項1営業費用、補正額706万2,000円の減額であります。これにつきましては、原水及び浄水費、受託工事費、総係費、おのこの委託から、最後の総係費委託まで額決定に伴う補正であります。

項2営業外費用160万円の減額。企業債利息決定に伴うものであります。

次のページをお開き願います。

資本的収入支出補正であります。

収入。款1資本的収入、項1企業債30万円の減額であります。借り入れ予定額確定に伴うものであります。

支出。資本的支出、項1建設改良費、項2企業債償還金、おのこの補正額2,525万8,000円の減額、企業債償還39万6,000円の増額。委託料から償還元金まで、おのこの額決定に伴う補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

収入支出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 1点だけお願いします。148ページの未収金なんですけれども、この未集金の内訳をちょっと教えてください。

議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

上下水道課長（佐藤松雄君） これにつきましては、未収金関係につきましては下水道関係の未収金という取り扱い方になります。

議長（伊藤一男君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号平成18年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

3月12日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時25分 散 会

---